

災害発生時の避難について

村では、避難所での感染を防ぐため、状況に応じて
自宅療養者の専用避難所を設けます

お住まいの地域に避難指示等が発令された場合

- ・ **避難が必要な地域**に対しては、村から「**避難指示**」、「**高齢者等避難**」、「**緊急安全確保**」を発令します。
- ・ **危険な場所から、速やかな避難**が必要です。
- ・ **ただし、ご自身で安全が確保できる※方は必ずしも避難所に行く必要はありません。**
※安全な地域に住んでいる、2階以上で安全を確保できる、自家用車で安全な場所に移動できるなど。
- ・ 村では、**自宅療養者の方の専用避難所を別に設けます。**
状況に応じて開設しますので、村に確認の上、避難してください。

- ・ 避難所に避難する場合は、**受付時に自宅療養者であることを必ず申し出てください。**
- ・ 避難に当たっては、**マスク着用などの感染対策を必ず行ってください。**また、消毒液、体温計、携帯電話などをご持参ください。

【問い合わせ先】

役場 総務課 総務危機管理係 ☎33-5120

※避難場所や避難の際の注意点などをお伝えしますので、あらかじめご連絡をお願いします。